

3 市町村合併に関する支援措置

1 財政上の支援

項目	平成7年改正による措置	平成11年改正による措置
(1) 普通交付税の算定の特例(合併算定替)	<p>▶ 拡充：激変緩和期間の創設</p> <p>○ 合併から5か年度は合併しなかった場合の普通交付税を全額保障。その後の5年度間で激変緩和</p>	<p>▶ 拡充：期間を5か年度延長 (特例法第11条)</p> <p>○ 合併から10か年度は合併しなかった場合の普通交付税を全額保障。その後の5年度間で激変緩和</p>
(2) 合併市町村のまちづくりのための財政措置	<p>▶ 創設</p> <p>○ 以下の経費に地域総合整備事業債を充当(充当率：90%、元利償還金の55%を交付税措置、合併補正後最大70%までを交付税措置)</p> <p>① 市町村建設計画に基づく特に必要な事業(一体性の確立、均衡ある発展のための公共的施設の整備事業等)</p>	<p>▶ 拡充：合併特例債を創設 (特例法第11条の2)</p> <p>充当率90%→95%、基金造成でソフト事業も対象に</p> <p>○ 以下の経費に特例地方債を充当(充当率：95%、元利償還金の70%を交付税措置)</p> <p>① 市町村建設計画に基づく特に必要な事業(地方単独事業費のみならず、国庫補助事業に係る地方負担額も充当可)</p> <p>② 地域住民の連帯の強化、旧市町村区域の地域振興等のための基金の積立</p>
(3) 合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置	<p>平成12年11月22日自治省市町村合併推進本部決定</p> <p>○ 新たな特別交付税措置 (4億円+4千円×増加人口)×補正係数</p> <p>① 合併を機に行う新たなまちづくりの財政需要を包括的に措置</p> <p>② 合併関係市町村間における公共料金の統一に要する一般会計負担を包括的に措置</p> <p>③ 合併関係市町村間における公債費負担格差について、利子相当額を包括的に措置</p> <p>④ 土地開発公社について、合併を機に経営健全化を図ろうとする設立・出資市町村の取組を包括的に支援</p> <p>○ わがまちづくり支援事業 小学校区単位程度の広がりにおいて住民の主体的な参加による地域づくりを進め、合併後の円滑なまちづくりに資する</p>	
(4) 合併関係市町村間の公債費負担格差是正のための特別交付税措置	<p>▶ 創設</p> <p>○ 合併関係市町村間における起債制限比率の格差が市町村合併の障害となると認められる場合には、全国平均起債制限比率と合併関係市町村に係る起債制限比率の差に相当する公債費のうち利子相当分を対象として、合併関係市町村の財政状況に応じて特別交付税措置</p>	
(5) 合併協議会設置経費等合併準備経費	<p>▶ 創設</p> <p>○ 市町村における合併協議会設置経費等合併準備経費に対して特別交付税措置</p>	
(6) 災害復旧事業費の国庫負担等の特例	<p>▶ 継続</p> <p>○ 災害等に対する国の財政援助につき、合併市町村が不利益とならないようにする</p>	<p>▶ 継続 (特例法第13条)</p>
(7) 過疎地域自立促進のための特例措置	<p>▶ 創設</p> <p>○ 過疎地域の市町村を含む合併があった場合には、合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、旧過疎市町村の区域において実施される事業について、過疎地域活性化のための地方債を活用できる。(旧過疎法第12条第1項)</p>	<p>▶ 拡充(平成12年4月の過疎法改正)</p> <p>○ 過疎地域の市町村を含む合併があった場合には、合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併市町村のうち、旧過疎地域のみを過疎地域とみなし、過疎法上の措置をすべて適用(新過疎法第33条第2項)</p>

※平成12年度政府予算で補助制度創設

市町村合併推進補助金の創設

▶ 合併に向けての準備及び合併に伴い市町村が実施するモデル事業に対する補助金

① 合併準備補助金

- ・ 市町村建設計画の作成等に係る経費に対する補助金
- ・ 法定協議会を構成する1関係市町村について500万円を上限に定額補助

② 合併市町村補助金

- ・ 市町村建設計画に基づいて行う事業で、全国的な市町村の合併の推進という観点からモデルとなる事業に係る経費に対する補助金
- ・ 合併関係市町村の人口規模に応じて定められた額(20百万円～100百万円)の合算額を上限として合併市町村に補助(合併成立年度から3か年度)

2 行政上の支援

項 目	平成7年改正による措置	平成11年改正による措置
(1) 住民発議制度の拡充	▶創設 ○有権者の1/50以上の署名で、いずれかの合併関係市町村長に、合併協議会設置の直接請求	▶拡充 (特例法第4条、第4条の2) ○全ての合併関係市町村で同一内容の直接請求が行われた場合(知事の確認が必要)には、各市町村長に対し、合併協議会設置協議について議会の付議を義務付け
(2) 地域審議会の設置		▶創設 (特例法第5条の4) ○旧市町村の区域ごとに、新市町村長の諮問により審議又は意見を述べる審議会(地域審議会)を置くことが可能(合併関係市町村の協議が必要)
(3) 市となる要件の緩和	○平成16年3月31日までに市町村の合併が行われる場合に限り、人口要件は3万人以上(通常5万人以上)に緩和。 なお、この場合、地方自治法第8条第1項各号に定める要件(中心市街地内の戸数割合、都市的業態割合、都市的施設等)を備えない場合でも市となることが可能(平成12年12月の法改正による措置)	▶創設 (特例法第5条の2、第5条の3) ○合併する場合に限り、人口要件は4万人以上(通常5万人以上)に緩和(平成10年12月の法改正による措置) ○従来、市であった区域の全域を含む合併の場合は、市となる要件(中心市街地内の戸数割合等)を備えない場合でも市となることが可能(平成11年7月の法改正による措置)
(4) 議員の定数、在任の特例	▶拡充 ○合併市町村の議員の定数を増加するか、または合併関係市町村の議員が協議により、一定期間合併市町村の議員として存在することが可能	▶継続 (特例法第6条、第7条)
(5) 議員の退職年金の特例		▶創設 (特例法第7条の2) ○合併がなければ議員共済年金の受給資格(在職12年以上)を満した者に年金受給資格を付与
(6) 職員の身分取扱い	▶継続 ○一般職の職員が引き続き職員の身分を保有するようにし、また公正に取り扱わなければならない	▶継続 (特例法第9条)
(7) 地方税の不均一課税	▶継続 ○合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、不均一の課税を行うことができる	▶継続 (特例法第10条)

<参 考>

市町村の合併の特例に関する法律(10年間の時限立法)の改正経過

- ▶平成7年改正(平成7年3月29日施行)
 - ・法期限の延長(平成17年3月31日まで)
 - ・住民発議制度の創設
 - ・議員の定数、在任特例
 - ・地方交付税の合併算定替の特例(全額保障5年、激変緩和5年等)
 - ▶平成10年改正(平成10年12月18日施行)
 - ・合併して市となる場合の人口要件の緩和(5万人→4万人)
 - ▶平成11年改正(地方分権推進一括法・平成11年7月16日施行)
 - ・住民発議制度の拡充
 - ・普通交付税の算定の特例(合併算定替)期間の延長
 - ・合併特例債の創設
 - ・地域審議会の設置
- ・議員年金に関する特例
 ・国、都道府県の協力(都道府県の役割の充実) 等

合併により想定される建設事業費の増加

類 型	中核市・ 特例市創造型	都市圏域発展型	都市・農山村 融合型	市制移行型	行財政基盤強化型	過疎地域連合型
想定モデル	3市	1市 1町村	1市 3過疎町村	6町村	2町村	2過疎町村
平均的な普通建設事業費 (単年度、億円) A	185.3	87.0	92.2	52.6	25.9	18.1
合併特例債による追加的普通建設事業 費(単年度推計、億円) B	80.1	24.7	41.1	55.2	10.8	6.8
合併市町村の平均的な普通建設事業費 (A+B)	265.4	111.7	133.3	107.8	36.7	24.9
普通建設事業費増加割合(B/A、%)	43%	28%	45%	105%	42%	38%
合併特例債標準全体事業費 (総額、億円、B×7.5年)	600.8	185.3	308.3	414.0	81.0	51.0
増加需要額(5~10年間に基準財政需 要額に加算される総額、億円)	399.5	123.2	205.0	275.3	53.9	33.9

備 考	10万人×3市	10万人+11,820人	10万人+6,150人×3 町村	11,820人×6町村	11,820人×2町村	6,150人×2町村
想定する合併のパターン						
人 口	300,000	111,820	118,450	70,920	23,640	12,300
類似団体類型	都 市 - 4	都 市 - 4	都 市 - 4	都 市 - 4	町 村 - 3	町 村 - 2

- 注1 「平均的な普通建設事業費A」は、想定するケースについて全国の類似団体指標に当てはめて算出した。
 注2 「合併特例債による追加的普通建設事業費B」は、標準全体事業費の上限額を7.5年間(平均事業期間)で除して算出した。
 注3 「標準全体事業費」は180億円×合併後人口補正×増加人口補正×合併関係市町村数補正により算出した。
 注4 「増加需要額」は、標準全体事業費に95%(充当率)と70%(普通交付税基準財政需要 額への算入率)を乗じて算出した。

分析に用いた標準的な市町村の設定
 標準的な市(人口10万人、類似団体類型の - 4に該当)
 標準的な町村(過疎町村を除く)(府内21町村平均人口11,820人、類似団体類型 - 3に該当)
 標準的な過疎町村(府内11町村平均人口6,150人、類似団体類型 - 2に該当)